

業務委託仕様書

1 業務名

令和6年度 北九州市公式 SNS 運用分析・アドバイス・投稿等業務

2 本業務の目的

北九州市公式アカウント(X、Facebook、LINEVROOM、Instagram)について、【北九州市公式アカウントの運用目的】に沿って、現状分析や最新のトレンド、各媒体の仕様等を踏まえたより効果的な運用を行うもの。

【北九州市公式アカウントの運用目的】

- ・ 市政情報、災害情報やまちの魅力情報など、市民が必要とする情報及び行政として広く知らせるべき情報をタイムリーに発信することで、市民が安心して暮らしやすい状況を整え、生活を豊かにする。
- ・ 様々な情報を通じて、市政への関心を高め、北九州市に愛着を持ち、住み続けたい街だと思ってもらおう。

3 業務の対象となるアカウント

- ・ X「北九州市」(@city_kitakyushu)
- ・ Facebook「北九州市」(@city.of.kitakyushu)
- ・ LINEVROOM「北九州市」(@city.of.kitakyushu)
- ・ Instagram「北九州市【好きっちゃ北九州】」(@city.of.kitakyushu)

※委託内容は各アカウントにより異なる(内容については「5 業務委託内容等」に記載)

4 契約期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

5 業務委託内容等

(1) 日常的な投稿分析《X、Facebook、LINEVROOM、Instagram》

各アカウントの記事の閲覧状況や拡散状況、クリック数などの反応のデータを収集・分析し、北九州市が提示する項目について毎月報告及び改善提案を行う。

※ただし、令和6年7月分までの分析については契約完了から10日以内に報告を行う。

- ・ 分析対象期間《X、Facebook、LINEVROOM》
12か月分(令和6年4月1日～令和7年3月31日)
- ・ 分析対象期間《Instagram》
9か月分(令和6年7月1日～令和7年3月31日)

- (2) アカウント運用にかかる相談対応《X、Facebook、LINEVROOM、Instagram》
- ・問題が発生した場合など、アカウント運用にかかる相談に応じること。
 - ・北九州市からの各媒体の仕様に関する相談に応じること。

(3) Instagram 投稿・アカウント運用業務

① フィード投稿

ア 素材選定・制作

撮影地等のバランスを配慮しつつ選定

市政情報に係るものについては、必要に応じて北九州市が提供を行う

イ 投稿順 フィードの並び順を考慮して、投稿順を提案

ウ 文案作成 文案・ハッシュタグ作成

※必要に応じて北九州市が情報提供を行う

エ 画像作成 1投稿につき5枚程度～最大10枚作成

オ 投稿回数 週3回程度 ※うち1回は市政情報の発信とする

※北九州市との協議により他投稿へ変更可

カ 投稿業務 平日（祝日・年末年始を除く）

キ 返信業務

フィーチャー投稿について、掲載へのお礼コメントがあった場合の返信

ク ストーリーズへの投稿

リンク先の記載が望ましい場合など、必要に応じて同内容をストーリーズでも投稿を行う

ケ 投稿記録 毎月の投稿記録を、投稿一覧のエクセルファイルに追加して提出すること。記載すべき項目は以下のとおり

- ・投稿年月日
- ・投稿者 ID(フィーチャー投稿の場合)
- ・被写体または撮影場所

② ストーリーズ投稿

北九州市と協議の上、フォロワーに対して周知する情報を選定し、ストーリーズで投稿するもの。

ア 内容選定

投稿告知やクイズ・アンケート企画、季節にあったもの、イベント告知や市政情報などフォロワーと交流できるような内容を選定すること

イ 文案選定・作成 ストーリーズ投稿用の文案作成

※必要に応じて北九州市が情報提供を行う

ウ 素材作成 ストーリーズ投稿用の画像作成(月4～6枚程度)

※必要に応じて北九州市が情報提供を行う

エ 投稿回数 月2回程度

※北九州市との協議により投稿回数の変更、他投稿への変更可
オ 投稿業務 平日（祝日・年末年始を除く）

カ ハイライトの作成

ストーリーに投稿されたものから、注目すべきもの、長期間の掲載がふさわしいものについて、ハイライトを作成する。

③ リール投稿・他媒体用投稿用データ制作

15～60 秒程度の動画を作成し、リールでの投稿を行うもの。また、併せて他媒体(X、Facebook、LINEVROOM)での投稿データを制作するもの。

ア 内容選定

北九州市内の魅力情報（施設や季節の花、イベント、取材ネタなど）を中心に、トレンドなどをリサーチし、北九州市内及び北九州市外へ向けた情報発信となるような内容を検討し提案すること。

イ 動画投稿の作成

(ア) Instagram 用動画（縦長）

Instagram のリール作成機能を用い、動画の制作・編集を行うこと（Instagram 内で音源を編集すること）

(イ) その他 SNS 媒体用動画（縦長）

(ア) で制作した動画を他 SNS 媒体で投稿できるよう、再編集を行うこと。（音源の追加等。動画制作ソフト・アプリケーションの種類は問わない。）

(ウ) 文案作成

(ア) 及び (イ) で制作した動画を投稿する際に必要な投稿文案を適切なハッシュタグ等用いて作成し提案すること。

ウ 本数

月 2 本 ※北九州市との協議により他投稿へ変更可

エ ストーリーズへの投稿

リンク先の記載が望ましい場合など、必要に応じて同内容をストーリーズにも投稿を行う

④ 北九州市公式 Instagram 及び「#好きっちゃ北九州」を拡散するイベント等アカウントの目的を勘案し Instagram の他の機能の活用や操作を実施することがより効果的であると認められる場合は、北九州市と受注者が協議の上、予定している投稿に変えて、以下の業務等に変更することができるものとする。なお、変更後の業務によって減ずる投稿数は、あらかじめ北九州市と協議の上、定めておくこと。

なお、実施後イベント記録、当選及び利活用の状況を集計し北九州市に報告すること。

(例)

- ・ストーリーズ画像作成・投稿
- ・キャンペーン等、イベントの開催
- ・その他 Instagram の機能を活用したもの

⑤アカウント監視業務

Instagram の投稿やフォロワーの反応について適宜確認を行い、不適切なコメント等がなされた場合など管理上で至急対応すべき事案が発生した場合は、速やかに北九州市に連絡し、対応方法について提案すること。

6 業務完了報告について

(1) 報告書の提出

- ・業務完了報告書とあわせて、各月の分析結果の報告書を作成し提出すること。
また、イベントを実施した場合は、5(3)④のとおり報告すること。
- ・各月の分析結果の報告書は、図やグラフを用いるなど、視覚的に分かりやすい形で簡潔かつ具体的に作成し、アカウントの成長を考えた提案を盛り込むこと。
また、年度末には1年間の総括を報告すること。
- ・これらについて、広報戦略課 SNS 担当者向けの報告会を、3カ月に1回開催すること(9月・12月・3月)

(2) 報告書の提出期限

- ① 《4～7月分(X、Facebook、LINEVROOM)》
投稿ごとの反応データを令和6年8月10日までに北九州市広報戦略課(北九州市小倉北区内1-1)に提出すること。
- ④ 《7月分(Instagram)》
投稿ごとの反応データを令和6年8月10日までに北九州市広報戦略課(北九州市小倉北区内1-1)に提出すること。
- ⑤ 《8月以降分》
毎月末で締め、10日以内に北九州市広報戦略課(北九州市小倉北区内1-1)に提出すること。

7 委託料の支払いについて

北九州市は履行確認ののち、毎月1回、契約金額を8で割った額を受注者の請求に基づいて支払う。

なお、初回の支払いは8月末の(～7月分の投稿分析業務・Instagram8月投稿業務の)履行確認後となる。

8 その他

- ・各アカウントの管理運営の主体は北九州市広報戦略課とする。
- ・本業務の開始にあたり、北九州市と事前に十分な協議を行うこと。また、契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。
- ・北九州市から貸与するID・パスワードは、細心の注意を払い管理すること。
- ・画像及び動画の使用にあたり、肖像・意匠、商標、著作などの権利に関する処理を確実に行うこと。
- ・Instagramに投稿した画像、動画のうち、本業務の実施のために受託者が制作した著作物について、北九州市にすべての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を無償で譲渡すること。
- ・受託者は、成果品の著作物(受託者が従来から著作権を有する著作物を含む)に関し、北九州市及び北九州市から許諾を得たものに対し、著作人格権を行使しないものとし、次に掲げる事項について同意するものとする。
 - ①北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意に改変すること。
 - ②北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意の時期に公表すること。
 - ③北九州市及び北九州市から許諾を得たものが、成果品の著作物を任意の氏名で公表すること。
- ・契約期間中及び契約期間後において本業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- ・個人情報の保護については、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）に従い、適切に取り扱わなければならない。
- ・北九州市の承認を得なければ、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・受注者は、業務実施にあたり法令を遵守すること。
- ・適宜、北九州市と協議を行い、業務を遂行すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、北九州市契約規則によるものとし、同規則に定めのない事項については、北九州市と受託者が協議して決定する。ただし、協議が成立しない場合は、北九州市の定めるところによる。